

# 令和4年度 保安灯補助事業 Q&A

**Q1)** 保安灯の設置場所はどこでもよいのですか？【新設】

A) ⇒ 補助対象となる設置場所には条件があります。

- ◎ 周辺に照明器具がないこと。  
既存の保安灯と概ね 25m以上離れていること。
  - ◎ 不特定多数の人が自由に通行できる場所であること。  
アパート等の敷地内や駐車場、行き止まり（袋小路）は利用者が限られる為、補助の対象外です。
- 詳細は、市民生活安全課へお問い合わせください。

**Q2)** 申請締め切りは過ぎたが、台風で保安灯が壊れてしまった。  
【修繕・取替】

A) ⇒ 台風等災害が原因の場合、申請期間終了後でも対応できる場合があります。市民生活安全課へご相談下さい。

**Q3)** 設置するLEDについてW（ワット）数に指定はありますか？  
【新設・取替】

A) ⇒ 20W 以下（省電力型）を推奨しています。

ワット数により電気料が変わります。電気料について詳しくは電力会社にご確認ください。

**Q4)** 管理者プレートの設置は必ず必要ですか？【新設・取替】

A) ⇒ 管理者プレートは必ず設置してください。

保安灯に不具合があった場合、発見者が一目でどの団体が管理しているか分かるようにするために必要です。

見積りを依頼する際に、必ずプレート設置料金を含めてください。

Q5) 蛍光灯電球交換は取替ですか？修繕ですか？【取替・修繕】

A) ⇒ 蛍光灯電球交換は補助の対象になりません。

CO<sub>2</sub>削減、省電力化につながることから、那覇市では蛍光灯や水銀灯からLEDへの保安灯取替を推進しています。

「蛍光灯等からLEDへの取替」に特化した保安灯取替補助事業を改めてご案内いたしますので、ぜひご利用をご検討ください。

Q6) 電気料の領収書を紛失してしまいました。【電気料】

A) ⇒ 沖縄電力コールセンター（0120-586-391）へお問い合わせください。

沖縄電力(株)の受付窓口は令和2年6月より終了しています。

毎月の領収書をなくさないよう、大切に保管してください。

Q7) 現在の電気料支払いのペースでは、令和5年2月までに交付決定額を超過しません【電気料】

A) ⇒ 早めに市民生活安全課へご連絡ください。

**その他、ご不明な点がございましたら、**

**那覇市 市民生活安全課（電話：862-9930）**

**へご連絡ください。**